

湖西市国民健康保険税の税率改定について

湖西市 保険年金課 国保年金係

目次

1. 子ども・子育て支援金制度の創設
2. 子ども・子育て支援金の賦課・徴収①
3. 子ども・子育て支援金の賦課・徴収②
4. 子ども・子育て支援金に関する試算
5. 協議事項①-1 ~賦課方式について~
6. 協議事項①-2 ~賦課方式について~
7. 協議事項② ~税額（調定額）について~
8. 協議事項③-1 ~賦課割合について~
9. 協議事項③-2 ~賦課割合について~
10. 協議事項 ~まとめ~

子ども・子育て支援金制度の創設

概要

少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体に、医療保険の保険料とあわせて賦課、徴収する。

子ども・子育て支援法

子ども家庭庁ホームページより

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から事業費納付金^{注1}として支援納付金分をあらたに徴収する。

(支援納付金対象費用) …給付・事業ごとに充当割合を法定

- ①児童手当（R6.10～）
- ②妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③出生後休業支援給付金（R7.4～）
- ④育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤こども誰でも通園制度（乳児支援給付）（R8.4～）
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

子ども一人あたり平均の給付改善額（高校生年代までの合計）は
約146万円



注1 国民健康保険事業費納付金…市町村が都道府県に納付する国民健康保険に関する費用

子ども・子育て支援金の賦課・徴収①

政府は、令和8年度から子ども・子育て支援金分の拠出のため、医療保険料とあわせた賦課・徴収の方法について医療保険等の関係者の意見を踏まえつつ、実務面の整理や政令・府省等を進めていくと発表した。

基本的な方向性

- ① 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。
- ② 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- ③ 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割の10割軽減の措置を講じる。
- ④ 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費等の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

子ども・子育て支援金の賦課・徴収②

国民健康保険税の賦課イメージ

県
納
金
算
定

医療保険分

後期高齢者
支援金分

介護納付金分

子ども・子育て
支援納付金分

県は、各区分ごとに必要な金額（総額）から、各市町の医療費水準・所得水準・人数シェア等をもとに按分し、各市町の事業費納付金を算定

市
国
保
税
賦
課

基礎課税分

後期高齢者
支援金等課税分

介護納付金
課税分

令和8年度から
賦課徴収

子ども・子育て
支援金課税分

市は、現行どおりの算定方式で賦課

国民健康保険税総額

被保険者

子ども・子育て支援金に関する試算

加速化プランの予算規模は、総額3.6兆円のうち1兆円を子ども・子育て支援金で確保する計画となっている。令和8年度は約6,000億円、令和9年度は8,000億円、令和10年度は約1兆円となり段階的に引き上げられる。政府は、加入者一人あたりの支援金額の目安を以下のとおり試算し公表した。

全国こども政策関係部局長会議資料（令和7年1月30日開催）より

| | 加入者一人当たりの平均月額の支援金額 ※()内は年額 | | | (参考) 加入者一人当たりの医療保険料(税) 年額(令和3年度実績) |
|-------------------|-----------------------------|------------------|------------------|------------------------------------|
| | 令和8年度見込み額 | 令和9年度見込み額 | 令和10年度見込み額 | |
| 全制度平均 | 250円 (3,000円) | 350円 (4,200円) | 450円 (5,400円) | 114,000円 |
| 被用者保険 | 300円 (3,600円) | 400円 (4,800円) | 500円 (6,000円) | 129,600円 |
| 協会けんぽ | 250円 (3,000円) | 350円 (4,200円) | 450円 (5,400円) | 122,400円 |
| 健保組合 | 300円 (3,600円) | 400円 (4,800円) | 500円 (6,000円) | 135,600円 |
| 共済組合 | 350円 (4,200円) | 450円 (5,400円) | 600円 (7,200円) | 141,600円 |
| 国民健康保険 (市町村国保) | 250円 (3,000円) | 300円 (3,600円) | 400円 (4,800円) | 88,800円 |
| 後期高齢者医療制度 | 200円 (2,400円) | 250円 (3,000円) | 350円 (4,200円) | 75,600円 |

市町村国保の被保険者は、月額250円（年額3,000円）から400円（4,800円）まで引き上げられる。

注：「加入者一人当たり」はあくまで目安であり、加入者の所得や年齢により異なる。

協議事項①-1 ~賦課方式について~

賦課方式とは？～国民健康保険税の課税の仕組み～

国民健康保険税を算出する方法…

国民健康保険税は各区分（医療保険分など）ごとに、3つの方式を組み合わせて税額を決定している。

- ①所得割…世帯の被保険者の所得に応じて課される保険税（料）。所得が低ければ税金も低く、所得が高ければ税金も高く算出される。【**応能割**】
- ②均等割…被保険者全員に対して一律に課される保険税（料）【**応益割**】
- ③平等割…加入する全世帯に対し一律に課される保険税（料）【**応益割**】

| 3方式 | 2方式 |
|-------------------|------------|
| 所得割 均等割 平等割 | 所得割 均等割 |

【湖西市の各区分ごとの賦課方式】

| 医療保険分 | 後期高齢者支援金分 | 介護保険分 |
|-------|-----------|-------|
| 3方式 | 3方式 | 2方式 |

各方式の特徴

3方式 (所得割・均等割・平等割)

平等割を設定することで、負担能力のない子どもを抱える世代への負担緩和に資する
→単身世帯の負担が増加する傾向

2方式 (所得割・均等割)

- ・課税の簡素化
- ・単身世帯への負担減
- ・複数人世帯の負担増

静岡県方針案

県は、第2回静岡県国民健康保険運営方針連携会議（令和7年8月22日開催）において子ども・子育て支援金分に係る事業費納付金の算定方法について、**2方式（所得割・均等割）とする対応案（介護分と同一）**を示した。

賦課方式を2方式とする理由・考え方

ア 子ども・子育て支援金制度の性質

医療給付の財源ではなく、別制度（少子化政策）への充当を目的とする面では、医療分・後期分とは異なり、介護分の性質に近い。18歳未満のこどもに係る均等割額の10割軽減措置があることからも、年齢で対象者を区切る介護分（2方式）の考え方へ馴染む。

イ 平等割の意義

本来、平等割の導入メリットは複数人世帯の負担軽減にあるが、上述のとおり、均等割においてこどもは賦課対象外であることから、こどもが多い世帯への配慮として平等割を導入する意味はない。また、子ども・子育て支援納付金分の金額は少額となる見込みから、（大人の）複数人世帯への負担緩和自体においても、十分な効果は期待できない。

ウ 事務手続きの観点

保険料率、各種公費の算定等において、賦課方式は少ない方が事務の簡素化、誤り防止の観点から利点がある。

エ 他県の状況

他県調査の結果によれば、子ども・子育て支援分で採用する賦課方式（予定含む）は、件数としては、2方式と3方式で同程度（7割の県は未定）。ただし、本県と同様に〈医療分3・後期分3・介護分2〉で統一予定の県においては介護分とあわせて2方式を採用とする県が多い傾向が見られる。



令和8年度静岡県国民健康保険運営方針中間見直し作業において、子ども・子育て支援金分の賦課方式が『2方式』とされる見通し。

協議事項② ~税額（調定額）について~

政府は、国全体の子ども・子育て支援金の目安として、令和8年度は約6,000億円、令和9年度は8,000億円、令和10年度は約1兆円と示している。その場合、加入者一人あたりの負担額は、令和8年度は3,000円（年額）、令和9年度は3,600円、令和10年度は4,800円となる。

各年度における調定額

政府が示している支援金の見込み額分を各年度で増額する。

※被保険者数は見込み
※（ ）内は前年度対比

| 案① | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|-----------|---------------------|-------------------|---------------------|
| 被保険者数 | 9,510人 | 9,320人 | 9,202人 |
| 一人当たりの調定額 | 3,000円 (+3,000円) | 3,600円 (+600円) | 4,800円 (+1,200円) |
| 市全体の調定額 | 28,530,000円 | 33,552,000円 | 44,169,600円 |

協議事項③－1 ~賦課割合について~

【国民健康保険税の賦課割合】

国民健康保険税は、次の2つの考え方で成り立っている。

①応能負担(能力に応じた負担)

→所得に応じてかかる「**所得割**」

②応益負担(サービスを受ける人数や世帯に応じた負担)

→人数に応じた「**均等割**」や、世帯ごとにかかる「**平等割**」

【賦課割合とは…?】

・応能(所得割)と応益(均等割・平等割)の割合をどう配分するかを示したもの。

①「所得割が多い」場合は、収入の高い人がより多く負担する仕組み。

②「均等割や平等割が多い」場合は、収入にかかわらず広く薄く受益者全員で負担する仕組み。

ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

所得 世帯主：営業所得200万円

妻：給与収入120万円→給与所得65万円

軽減判定 なし

課税標準額 世帯主：200万円-43万円（基礎控除）=157万円

妻：65万円-43万円=22万円

子ども2人：0円

世帯の課税標準額：179万円

| | 医療保険分 | 後期支援金分 | 介護保険分 |
|------------------|---|---|--|
| 所得割額 | $179\text{万円} \times 5.9\% = 105,610\text{円}$ | $179\text{万} \times 2.1\% = 37,590\text{円}$ | $179\text{万} \times 1.8\% = 32,220\text{円}$ |
| 均等割額 | $26,600\text{円} \times 4\text{人} = 106,400\text{円}$ | $9,800\text{円} \times 4\text{人} = 39,200\text{円}$ | $15,300\text{円} \times 2\text{人} = 30,600\text{円}$ |
| 平等割額 | 21,800円 | 7,200円 | — |
| 合計 (100円未満切捨) | 233,800円 | 83,900円 | 62,800円 |

・年間保険税額 380,500円
・一人あたり 95,125円

ケース2 70代夫婦2人世帯

所得 世帯主：年金収入200万円→年金所得90万円

妻：年金収入110万円→年金所得0万円

軽減判定 5割軽減

課税標準額 世帯主：90万円-43万円（基礎控除）=47万円

妻：0円

世帯の課税標準額：47万円

| | 医療保険分 | 後期支援金分 | 介護保険分 |
|------------------|---|---|-------|
| 所得割額 | $47\text{万円} \times 5.9\% = 27,730\text{円}$ | $47\text{万} \times 2.1\% = 9,870\text{円}$ | — |
| 均等割額 | $(26,600\text{円} \times 2\text{人}) \times 0.5 = 26,600\text{円}$ | $(9,800\text{円} \times 2\text{人}) \times 0.5 = 9,800\text{円}$ | — |
| 平等割額 | $21,800\text{円} \times 0.5 = 10,900\text{円}$ | $7,200\text{円} \times 0.5 = 3,600\text{円}$ | — |
| 合計 (100円未満切捨) | 65,200円 | 23,200円 | 0円 |

・年間保険税額 88,400円
・一人あたり 44,200円

所得割を引き上げると、所得が高い世帯ほど影響が大きくなり、均等割を引き上げると、世帯加入者が多い世帯ほど影響が大きくなる。

協議事項③－2 ～賦課割合について～

静岡県国民健康保険運営方針における応能応益割合

| | |
|-------------------------------|--------------------|
| 応能割合 所得係数 β (所得割) | 応益割合 1 (均等割) |
|-------------------------------|--------------------|

注¹ 所得係数 β …静岡県平均の1人当たりの所得／全国平均の1人当たり所得

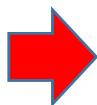
| 【所得係数 β の推移】 | |
|--------------------|-----------------|
| 令和5年度納付金 | 1.1101625968724 |
| 令和6年度納付金 | 1.1079070569928 |
| 令和7年度納付金 | 1.1036396478868 |

各市町村は、県が示す標準保険料率（応能応益割合、税率、税額）を基準の一つとし、市の裁量により保険料（税）率を決定している。

また、将来的に保険料水準が完全に統一される場合には、この応能・応益割合に近い水準で設定されることが想定される。

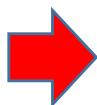
協議事項 ~まとめ~

① 改定後の賦課方式について



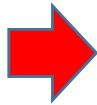
- ・県は、子ども・子育て支援金分に係る事業費納付金の算定方法について、介護分と同様に 2方式（所得割・均等割）とする対応案が示されていることから、本市においても賦課方式を2方式とする。

② 改定後の税額（調定額）について



- ・県が示す加入者一人あたりの負担額は、令和8年度3,000円（年額）、令和9年度3,600円、令和10年度4,800円と見込まれている。このため、本市の税額（調定額）についても、政府が示す見込み額に応じて各年度で増額することとする。

③ 改定後の賦課割合について



- ・静岡県国民健康保険運営方針に示されている応能・応益割合を目安として、税率（税額）の改定を行う。